

事務連絡
令和5年3月27日

各
都道府県
保健所設置市
特別区
衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局地域医療計画課
厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課
厚生労働省医政局研究開発政策課

医療法等において定期的を実施することが求められる業務等について（周知）

医療法（昭和23年法律第205号）等において定期的を実施することが求められる業務等については、「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う医療法等において定期的を実施することが求められる業務等の取扱いについて」（令和2年5月12日付け厚生労働省医政局総務課ほか連名事務連絡。以下「令和2年事務連絡」という。）において、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた取扱いを示していたところです。

今般、新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえ、令和2年事務連絡を廃止することとしました。

なお、令和2年事務連絡が廃止された後においても、令和2年事務連絡「1. 医療法で規定された委員会及び研修等について」に列挙されている委員会及び研修等については、従前通り、オンラインで行う等の対応も可能であること及び令和2年事務連絡「3. 特定機能病院及び地域医療支援病院による紹介患者への医療の提供について」の取扱いは、令和4年度実績分についてまで適用することを申し添えます。

貴職におかれましては、これを御了知の上、貴管下の医療機関に対し、周知方お願いいたします。

事務連絡
令和2年5月12日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局総務課
厚生労働省医政局地域医療計画課
厚生労働省医政局経済課
厚生労働省医政局研究開発振興課

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う医療法等において定期的に実施することが求められる業務等の取扱いについて

今般、新型コロナウイルス感染症の影響が全国的に拡大するとともに、そのまん延状況を踏まえて、政府においては、4月17日付で新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項に基づき、5月6日までの間、全国的に新型インフルエンザ等緊急事態宣言を発令し、さらに、5月4日付でその期間が5月31日まで延長されたところです。

こうした状況を踏まえ、各医療機関において定期的に実施することが医療法（昭和23年法律第205号）等において求められている業務等について、円滑な実施に一定の影響が生じている現状に鑑み、下記のとおりとしますので、内容を御了知の上、適切にご対応いただくようお願いいたします。

記

1. 医療法で規定された委員会及び研修等について

医療法で規定された委員会及び研修等については、現下の状況においては、感染予防の観点等から、オンラインで行う等の対応も検討し、柔軟に対応すること。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、委員会又は研修を実施することに現に支障が生じている場合等には、以下の医療法等において義務づけられている研修及び委員会等（院内感染に係るものを除く）については、延期又は休止等の措置をして差し支え

ない。ただし当該支障がなくなり次第、速やかに当該措置を見直すこと。

- ・ 医療安全管理委員会の開催（医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）第 1 条の 11 第 1 項第 2 号）
- ・ 医療安全に係る職員研修の実施（医療法施行規則第 1 条の 11 第 1 項第 3 号）
- ・ 医薬品の安全使用に係る職員研修の実施（医療法施行規則第 1 条の 11 第 2 項第 2 号イ）
- ・ 医療機器の安全使用に係る職員研修の実施（医療法施行規則第 1 条の 11 第 2 項第 3 号イ）
- ・ 診療用放射線の安全利用に係る職員研修の実施（医療法施行規則第 1 条の 11 第 2 項第 3 号の 2 ロ）
- ・ 特定機能病院の管理者の選任に係る合議体の設置及び合議体による審査（医療法第 10 条の 2 第 2 項）
- ・ 特定機能病院の管理及び運営に関する事項を行う場合に構成する合議体の設置及び合議体による決議（医療法第 16 条の 3 第 2 項）
- ・ 特定機能病院における医療安全に係る職員研修の実施（医療法施行規則第 9 条の 20 の 2 第 1 項第 12 号）
- ・ 臨床研究中核病院における医療安全等に係る職員研修の実施（医療法施行規則第 9 条の 25 第 4 号ニ）
- ・ 特定機能病院及び臨床研究中核病院における医療安全管理責任者等への医療安全に係る研修の実施（医療法施行規則第 9 条の 20 の 2 第 1 項第 13 号）
- ・ 特定機能病院における医療安全監査委員会の設置及び開催（医療法施行規則第 15 条の 4 第 2 号）
- ・ 臨床研究中核病院における医療安全監査委員会の設置及び開催（医療法施行規則第 9 条の 25 第 4 号ホ）
- ・ 特定臨床研究の適正な実施の確保のための委員会（病院管理者が行う管理・監督業務を補佐するために設けるもの）の設置及び開催（医療法施行規則第 9 条の 25 第 1 号イ、「医療法の一部改正（臨床研究中核病院関係）の施行等について」（平成 27 年 3 月 31 日医政発 0331 第 69 号）第 5 4（1）ア）
- ・ 特定臨床研究の適正な実施の確保のための委員会の設置その他の管理体制（業務執行の状況を監査するための委員会（監査委員会））の設置及び開催（医療法施行規則第 9 条の 25 第 1 号イ、「医療法の一部改正（臨床研究中核病院関係）の施行等について」（平成 27 年 3 月 31 日医政発 0331 第 69 号）第 5 4（1）イ（ウ））
- ・ 特定臨床研究に関する研修の実施（医療法施行規則第 9 条の 24 第 4 号）
- ・ 地域医療支援病院における地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修の実施（医療法施行規則第 9 条の 16 第 3 号）
- ・ 地域医療支援病院における当該地域医療支援病院に勤務しない学識経験者等によって構成される委員会の設置及び開催（医療法施行規則第 9 条の 19、「医療法の一部を改正する法律の施行について」（平成 10 年 5 月 19 日付健政発第 639 号厚生省健康政策局長通知。以下「地域医療支援病院に係る局長通知」という。）第二 五（七））

2. 特定機能病院及び臨床研究中核病院が実施する相互立入について

特定機能病院及び臨床研究中核病院には、医療法施行規則第9条の20の2第1項第10号において、他の特定機能病院と連携し、年に1回以上相互立入を実施し、技術的助言を実施することが求められている。感染予防の観点等から相互立入に支障が生じる場合については、書面等による医療安全管理体制の確認や技術的助言の実施等、代替措置により当該規定を満たしたものとして差し支えないこと。なお、相互立入が可能となった場合には速やかに当該代替措置についても見直すこと。

3. 特定機能病院及び地域医療支援病院による紹介患者への医療の提供について

特定機能病院及び地域医療支援病院には、医療法第16条の3第1項第7号（特定機能病院）及び医療法第16条の2第1項第6号（地域医療支援病院）において、他の病院又は診療所から紹介された患者に対し、医療を提供することが求められており、可能な限り紹介患者に対して医療を提供する体制を維持すべきであること。

ただし、医療法施行規則第9条の20第1項第6号及び第7号（特定機能病院）並びに地域医療支援病院に係る局長通知第二五（六）（地域医療支援病院）において求められている、特定機能病院及び地域医療支援病院における紹介率及び逆紹介率の要件については、新型コロナウイルス感染症の影響により、地域において新型コロナウイルス感染症患者に対する医療提供において役割を果たすこととされている等、要件を満たすことが困難である場合には、一時的に当該要件を満たさなくても差し支えないこととする。この場合、地域医療支援病院については、各都道府県は貴管下の地域医療支援病院の状況を把握し、必要に応じて、最新の状況等について確認を行うこと。

<照会先>

特定機能病院及び地域医療支援病院について

厚生労働省医政局総務課

（代表）03-5253-1111（内線：2522）（直通）03-3595-2189

臨床研究中核病院について

厚生労働省医政局研究開発振興課

（内線：4150）（直通）03-3595-2430

医療安全について

厚生労働省医政局総務課医療安全推進室

（内線：4106）（直通）03-3595-2189

院内感染対策について

厚生労働省医政局地域医療計画課

（内線：4120、4208）（直通）03-3595-2194

医療機器に係る研修について

厚生労働省医政局経済課

(内線：4112) (直通) 03-3595-3409